

防災・減災、国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書

現在、世界は異常な気候変動の影響を受け、各地で甚大な自然災害が発生している。我が国においても、台風の大規模化や想定外の集中豪雨により、河川堤防の決壊や越水による水害が激甚化、頻発化している。また、中部圏では、今後 30 年以内に高確率で発生すると言われる南海トラフ地震に備え、防災・減災、国土強靱化に関しては、重要性が増しており、喫緊の課題となっている。

こうした状況を受け、国においては重要インフラの点検や、過去の災害から得た知見を踏まえ、「国土強靱化基本計画」を見直すとともに、重点事業を推進するための「防災・減災・国土強靱化のための 3 か年緊急対策」を策定し事業を進めている。その期間は令和 2 年度末とされているが、さらに追い打ちをかけるように新型コロナウイルス感染症拡大により、人々の健康や暮らしや経済活動など、あらゆる分野において多大な影響が予想されるなど、国民生活において最も重要な安全安心の確保がままならない状況となっている。

本市としても、災害から市民の生命、財産を守るため「瀬戸市地域強靱化計画」を令和 2 年 8 月に策定し、強靱化対策を推進しているところである。今後は国と地方公共団体、市民が団結し計画的に強靱化対策を加速化していくことを念頭に、下記事項について特段の措置を講じられるよう強く要望するものである。

記

1. 令和 2 年度末期限の「防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策」のさらなる延長と拡充を行うこと。
2. 災害復旧、災害関連予算の確保や補助対象の拡大を図るとともに、国土強靱化のための財源を安定的に確保すること。
3. 既存インフラの有効活用の観点から、進行する都市インフラの老朽化への対策と防災への整備を効率的、効果的に行うための予算を確保すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 2 年 12 月 18 日

愛 知 県 瀬 戸 市 議 会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣
国土交通大臣
国土強靱化担当大臣
内閣府特命担当大臣

大島 理森 殿
山東 昭子 殿
菅 義偉 殿
麻生 太郎 殿
武田 良太 殿
赤羽 一嘉 殿
小此木 八郎 殿
小此木 八郎 殿

防災・減災、国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書

現在、世界は異常な気候変動の影響を受け、各地で甚大な自然災害が発生している。我が国においても、台風の大規模化や想定外の集中豪雨により、河川堤防の決壊や越水による水害が激甚化、頻発化している。また、中部圏では、今後 30 年以内に高確率で発生すると言われる南海トラフ地震に備え、防災・減災、国土強靱化に関しては、重要性が増しており、喫緊の課題となっている。

こうした状況を受け、国においては重要インフラの点検や、過去の災害から得た知見を踏まえ、「国土強靱化基本計画」を見直すとともに、重点事業を推進するための「防災・減災・国土強靱化のための 3 か年緊急対策」を策定し事業を進めている。その期間は令和 2 年度末とされているが、さらに追い打ちをかけるように新型コロナウイルス感染症拡大により、人々の健康や暮らしや経済活動など、あらゆる分野において多大な影響が予想されるなど、国民生活において最も重要な安全安心の確保がままならない状況となっている。

本市としても、災害から市民の生命、財産を守るため「瀬戸市地域強靱化計画」を令和 2 年 8 月に策定し、強靱化対策を推進しているところである。今後は国と地方公共団体、市民が団結し計画的に強靱化対策を加速化していくことを念頭に、下記事項について特段の措置を講じられるよう強く要望するものである。

記

1. 令和 2 年度末期限の「防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策」のさらなる延長と拡充を行うこと。
2. 災害復旧、災害関連予算の確保や補助対象の拡大を図るとともに、国土強靱化のための財源を安定的に確保すること。
3. 既存インフラの有効活用の観点から、進行する都市インフラの老朽化への対策と防災への整備を効率的、効果的に行うための予算を確保すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 2 年 12 月 18 日

愛 知 県 瀬 戸 市 議 会

衆 議 院 議 長 大 島 理 森 殿

防災・減災、国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書

現在、世界は異常な気候変動の影響を受け、各地で甚大な自然災害が発生している。我が国においても、台風の大規模化や想定外の集中豪雨により、河川堤防の決壊や越水による水害が激甚化、頻発化している。また、中部圏では、今後 30 年以内に高確率で発生すると言われる南海トラフ地震に備え、防災・減災、国土強靱化に関しては、重要性が増しており、喫緊の課題となっている。

こうした状況を受け、国においては重要インフラの点検や、過去の災害から得た知見を踏まえ、「国土強靱化基本計画」を見直すとともに、重点事業を推進するための「防災・減災・国土強靱化のための 3 か年緊急対策」を策定し事業を進めている。その期間は令和 2 年度末とされているが、さらに追い打ちをかけるように新型コロナウイルス感染症拡大により、人々の健康や暮らしや経済活動など、あらゆる分野において多大な影響が予想されるなど、国民生活において最も重要な安全安心の確保がままならない状況となっている。

本市としても、災害から市民の生命、財産を守るため「瀬戸市地域強靱化計画」を令和 2 年 8 月に策定し、強靱化対策を推進しているところである。今後は国と地方公共団体、市民が団結し計画的に強靱化対策を加速化していくことを念頭に、下記事項について特段の措置を講じられるよう強く要望するものである。

記

1. 令和 2 年度末期限の「防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策」のさらなる延長と拡充を行うこと。
2. 災害復旧、災害関連予算の確保や補助対象の拡大を図るとともに、国土強靱化のための財源を安定的に確保すること。
3. 既存インフラの有効活用の観点から、進行する都市インフラの老朽化への対策と防災への整備を効率的、効果的に行うための予算を確保すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 2 年 12 月 18 日

愛 知 県 瀬 戸 市 議 会

参 議 院 議 長 山 東 昭 子 殿

防災・減災、国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書

現在、世界は異常な気候変動の影響を受け、各地で甚大な自然災害が発生している。我が国においても、台風の大型化や想定外の集中豪雨により、河川堤防の決壊や越水による水害が激甚化、頻発化している。また、中部圏では、今後 30 年以内に高確率で発生すると言われる南海トラフ地震に備え、防災・減災、国土強靱化に関しては、重要性が増しており、喫緊の課題となっている。

こうした状況を受け、国においては重要インフラの点検や、過去の災害から得た知見を踏まえ、「国土強靱化基本計画」を見直すとともに、重点事業を推進するための「防災・減災・国土強靱化のための 3 か年緊急対策」を策定し事業を進めている。その期間は令和 2 年度末とされているが、さらに追い打ちをかけるように新型コロナウイルス感染症拡大により、人々の健康や暮らしや経済活動など、あらゆる分野において多大な影響が予想されるなど、国民生活において最も重要な安全安心の確保がままならない状況となっている。

本市としても、災害から市民の生命、財産を守るため「瀬戸市地域強靱化計画」を令和 2 年 8 月に策定し、強靱化対策を推進しているところである。今後は国と地方公共団体、市民が団結し計画的に強靱化対策を加速化していくことを念頭に、下記事項について特段の措置を講じられるよう強く要望するものである。

記

1. 令和 2 年度末期限の「防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策」のさらなる延長と拡充を行うこと。
2. 災害復旧、災害関連予算の確保や補助対象の拡大を図るとともに、国土強靱化のための財源を安定的に確保すること。
3. 既存インフラの有効活用の観点から、進行する都市インフラの老朽化への対策と防災への整備を効率的、効果的に行うための予算を確保すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 2 年 12 月 18 日

愛 知 県 瀬 戸 市 議 会

内閣総理大臣 菅 義偉 殿

防災・減災、国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書

現在、世界は異常な気候変動の影響を受け、各地で甚大な自然災害が発生している。我が国においても、台風の大規模化や想定外の集中豪雨により、河川堤防の決壊や越水による水害が激甚化、頻発化している。また、中部圏では、今後 30 年以内に高確率で発生すると言われる南海トラフ地震に備え、防災・減災、国土強靱化に関しては、重要性が増しており、喫緊の課題となっている。

こうした状況を受け、国においては重要インフラの点検や、過去の災害から得た知見を踏まえ、「国土強靱化基本計画」を見直すとともに、重点事業を推進するための「防災・減災・国土強靱化のための 3 か年緊急対策」を策定し事業を進めている。その期間は令和 2 年度末とされているが、さらに追い打ちをかけるように新型コロナウイルス感染症拡大により、人々の健康や暮らしや経済活動など、あらゆる分野において多大な影響が予想されるなど、国民生活において最も重要な安全安心の確保がままならない状況となっている。

本市としても、災害から市民の生命、財産を守るため「瀬戸市地域強靱化計画」を令和 2 年 8 月に策定し、強靱化対策を推進しているところである。今後は国と地方公共団体、市民が団結し計画的に強靱化対策を加速化していくことを念頭に、下記事項について特段の措置を講じられるよう強く要望するものである。

記

1. 令和 2 年度末期限の「防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策」のさらなる延長と拡充を行うこと。
2. 災害復旧、災害関連予算の確保や補助対象の拡大を図るとともに、国土強靱化のための財源を安定的に確保すること。
3. 既存インフラの有効活用の観点から、進行する都市インフラの老朽化への対策と防災への整備を効率的、効果的に行うための予算を確保すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 2 年 12 月 18 日

愛 知 県 瀬 戸 市 議 会

財 務 大 臣 麻 生 太 郎 殿

防災・減災、国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書

現在、世界は異常な気候変動の影響を受け、各地で甚大な自然災害が発生している。我が国においても、台風の大規模化や想定外の集中豪雨により、河川堤防の決壊や越水による水害が激甚化、頻発化している。また、中部圏では、今後 30 年以内に高確率で発生すると言われる南海トラフ地震に備え、防災・減災、国土強靱化に関しては、重要性が増しており、喫緊の課題となっている。

こうした状況を受け、国においては重要インフラの点検や、過去の災害から得た知見を踏まえ、「国土強靱化基本計画」を見直すとともに、重点事業を推進するための「防災・減災・国土強靱化のための 3 か年緊急対策」を策定し事業を進めている。その期間は令和 2 年度末とされているが、さらに追い打ちをかけるように新型コロナウイルス感染症拡大により、人々の健康や暮らしや経済活動など、あらゆる分野において多大な影響が予想されるなど、国民生活において最も重要な安全安心の確保がままならない状況となっている。

本市としても、災害から市民の生命、財産を守るため「瀬戸市地域強靱化計画」を令和 2 年 8 月に策定し、強靱化対策を推進しているところである。今後は国と地方公共団体、市民が団結し計画的に強靱化対策を加速化していくことを念頭に、下記事項について特段の措置を講じられるよう強く要望するものである。

記

1. 令和 2 年度末期限の「防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策」のさらなる延長と拡充を行うこと。
2. 災害復旧、災害関連予算の確保や補助対象の拡大を図るとともに、国土強靱化のための財源を安定的に確保すること。
3. 既存インフラの有効活用の観点から、進行する都市インフラの老朽化への対策と防災への整備を効率的、効果的に行うための予算を確保すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 2 年 12 月 18 日

愛 知 県 瀬 戸 市 議 会

総 務 大 臣 武 田 良 太 殿

防災・減災、国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書

現在、世界は異常な気候変動の影響を受け、各地で甚大な自然災害が発生している。我が国においても、台風の大型化や想定外の集中豪雨により、河川堤防の決壊や越水による水害が激甚化、頻発化している。また、中部圏では、今後 30 年以内に高確率で発生すると言われる南海トラフ地震に備え、防災・減災、国土強靱化に関しては、重要性が増しており、喫緊の課題となっている。

こうした状況を受け、国においては重要インフラの点検や、過去の災害から得た知見を踏まえ、「国土強靱化基本計画」を見直すとともに、重点事業を推進するための「防災・減災・国土強靱化のための 3 か年緊急対策」を策定し事業を進めている。その期間は令和 2 年度末とされているが、さらに追い打ちをかけるように新型コロナウイルス感染症拡大により、人々の健康や暮らしや経済活動など、あらゆる分野において多大な影響が予想されるなど、国民生活において最も重要な安全安心の確保がままならない状況となっている。

本市としても、災害から市民の生命、財産を守るため「瀬戸市地域強靱化計画」を令和 2 年 8 月に策定し、強靱化対策を推進しているところである。今後は国と地方公共団体、市民が団結し計画的に強靱化対策を加速化していくことを念頭に、下記事項について特段の措置を講じられるよう強く要望するものである。

記

1. 令和 2 年度末期限の「防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策」のさらなる延長と拡充を行うこと。
2. 災害復旧、災害関連予算の確保や補助対象の拡大を図るとともに、国土強靱化のための財源を安定的に確保すること。
3. 既存インフラの有効活用の観点から、進行する都市インフラの老朽化への対策と防災への整備を効率的、効果的に行うための予算を確保すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 2 年 12 月 18 日

愛 知 県 瀬 戸 市 議 会

国 土 交 通 大 臣 赤 羽 一 嘉 殿

防災・減災、国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書

現在、世界は異常な気候変動の影響を受け、各地で甚大な自然災害が発生している。我が国においても、台風の大規模化や想定外の集中豪雨により、河川堤防の決壊や越水による水害が激甚化、頻発化している。また、中部圏では、今後 30 年以内に高確率で発生すると言われる南海トラフ地震に備え、防災・減災、国土強靱化に関しては、重要性が増しており、喫緊の課題となっている。

こうした状況を受け、国においては重要インフラの点検や、過去の災害から得た知見を踏まえ、「国土強靱化基本計画」を見直すとともに、重点事業を推進するための「防災・減災・国土強靱化のための 3 か年緊急対策」を策定し事業を進めている。その期間は令和 2 年度末とされているが、さらに追い打ちをかけるように新型コロナウイルス感染症拡大により、人々の健康や暮らしや経済活動など、あらゆる分野において多大な影響が予想されるなど、国民生活において最も重要な安全安心の確保がままならない状況となっている。

本市としても、災害から市民の生命、財産を守るため「瀬戸市地域強靱化計画」を令和 2 年 8 月に策定し、強靱化対策を推進しているところである。今後は国と地方公共団体、市民が団結し計画的に強靱化対策を加速化していくことを念頭に、下記事項について特段の措置を講じられるよう強く要望するものである。

記

1. 令和 2 年度末期限の「防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策」のさらなる延長と拡充を行うこと。
2. 災害復旧、災害関連予算の確保や補助対象の拡大を図るとともに、国土強靱化のための財源を安定的に確保すること。
3. 既存インフラの有効活用の観点から、進行する都市インフラの老朽化への対策と防災への整備を効率的、効果的に行うための予算を確保すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 2 年 12 月 18 日

愛 知 県 瀬 戸 市 議 会

国土強靱化担当大臣 小此木 八郎 殿

防災・減災、国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書

現在、世界は異常な気候変動の影響を受け、各地で甚大な自然災害が発生している。我が国においても、台風の大規模化や想定外の集中豪雨により、河川堤防の決壊や越水による水害が激甚化、頻発化している。また、中部圏では、今後 30 年以内に高確率で発生すると言われる南海トラフ地震に備え、防災・減災、国土強靱化に関しては、重要性が増しており、喫緊の課題となっている。

こうした状況を受け、国においては重要インフラの点検や、過去の災害から得た知見を踏まえ、「国土強靱化基本計画」を見直すとともに、重点事業を推進するための「防災・減災・国土強靱化のための 3 か年緊急対策」を策定し事業を進めている。その期間は令和 2 年度末とされているが、さらに追い打ちをかけるように新型コロナウイルス感染症拡大により、人々の健康や暮らしや経済活動など、あらゆる分野において多大な影響が予想されるなど、国民生活において最も重要な安全安心の確保がままならない状況となっている。

本市としても、災害から市民の生命、財産を守るため「瀬戸市地域強靱化計画」を令和 2 年 8 月に策定し、強靱化対策を推進しているところである。今後は国と地方公共団体、市民が団結し計画的に強靱化対策を加速化していくことを念頭に、下記事項について特段の措置を講じられるよう強く要望するものである。

記

1. 令和 2 年度末期限の「防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策」のさらなる延長と拡充を行うこと。
2. 災害復旧、災害関連予算の確保や補助対象の拡大を図るとともに、国土強靱化のための財源を安定的に確保すること。
3. 既存インフラの有効活用の観点から、進行する都市インフラの老朽化への対策と防災への整備を効率的、効果的に行うための予算を確保すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 2 年 12 月 18 日

愛 知 県 瀬 戸 市 議 会

内閣府特命担当大臣 小此木 八郎 殿